

資料

1 区民等の意見の反映

(1) 高齢者保健福祉懇談会

① 練馬区高齢者保健福祉懇談会の設置について

平成 19 年 10 月 1 日

19 練福高第 1052 号

(設置)

第 1 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 46 条の 18 および老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づき、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする第 4 期高齢者保健福祉計画の策定にあたり、区民および識者の意見等を計画に反映させるため、練馬区高齢者保健福祉懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 学識経験者 2 名程度
- (2) 高齢者の保健福祉関係者 10 名程度
- (3) 公募区民 6 名程度

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会には座長が指名する副座長を置く。

5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第 3 懇談会は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(所掌事項)

第 4 懇談会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 高齢者の保健福祉施策（原則として介護保険分野を除く）に関する事項
- (2) その他座長が必要と認める事項

(委員の任期)

第 5 懇談会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 懇談会の庶務は、福祉部高齢社会対策課で処理する。

(公開)

第 7 懇談会の会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第 8 上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

資料

②開催の経過

開催年月日	回数	主な討議内容
平成 19 年 12 月 25 日 (火)	第 1 回	1 委員委嘱 2 座長・副座長選出 3 懇談会の進め方確認 4 懇談会検討課題 (テーマ) 選定
平成 20 年 1 月 21 日 (月)	第 2 回	1 第 3 期計画進捗状況確認 2 検討課題 (テーマ) の整理
平成 20 年 3 月 17 日 (月)	第 3 回	1 練馬区高齢者基礎調査報告 2 (テーマ 1) 高齢者の社会参加 3 (テーマ 2) 高齢者センター ・敬老館のあり方
平成 20 年 4 月 21 日 (月)	第 4 回	1 (テーマ 3) ひとりぐらし高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居者への支援
平成 20 年 5 月 26 日 (月)	第 5 回	1 (テーマ 4) 高齢期の住まい 2 (テーマ 5) 健康の保持・増進
平成 20 年 7 月 14 日 (月)	第 6 回	1 (テーマ 6) 在宅医療・介護の連携と充実 2 (テーマ 7) 高齢者の権利擁護
平成 20 年 8 月 6 日 (水)	第 7 回	1 報告書作成
平成 20 年 9 月 11 日		練馬区長へ報告書を提出

③練馬区高齢者保健福祉懇談会委員名簿

選出区分	氏名	所属等
公募区民 (6名)	岩田 幸彦	春日町在住
	佐藤 忠雄	大泉町在住
	高橋 保孝	豊玉北在住
	長井 詳典	光が丘在住
	町田 夕起子	桜台在住
	渡辺 瞳	中村北在住
高齢者の 保健福祉 関係者 (9名)	赤地 光司	高野台クリニック 院長
	佐々木 賢	練馬区健康推進協議会委員
	田中 英雄	民生児童委員
	轟 守一	(社)練馬区シルバー人材センター会長
	永井 敦子	医療法人社団平真会 グループホーム澄・小規模多機能 ホーム薬師堂 ホーム長・介護支援専門員
	早船 良雄	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員
	藤田 庄子	練馬区地域福祉推進委員
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会会長
	松尾 千賀子	練馬区福祉のまちづくりを推進する区民協議会委員
学識経験者 (2名)	◎冷水 豊	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
	○東條 光雅	駒澤大学文学部社会学科教授

◎：座長 ○：副座長

敬称略

資料

(2) 介護保険運営協議会

① 練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 法第117条第1項の介護保険事業計画に関する事項

(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 医療保険者（法第7条第7項に定めるものをいう。）の職員

(3) 医療従事者

(4) 福祉関係団体の職員または従事者

(5) 介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）

の職員

(6) 学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

② 練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

（介護保険運営協議会の構成）

第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の構成は、つぎのとおりとする。

(1) 被保険者 6人以内

(2) 医療保険者の職員 1人以内

(3) 医療従事者 1人以内

(4) 福祉関係団体の職員または従事者 4人以内

(5) 介護サービス事業者の職員 6人以内

(6) 学識経験者 2人以内

（会長）

第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

③ 開催の経過

開催年月日	回数	主な審議内容
[平成18年度] 平成18年10月23日	第1回	1 委員委嘱 2 会長選出 3 第3期介護保険運営協議会の運営について 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成18～19年度)の概要について
平成19年1月15日	第2回	1 委員の紹介 2 報告事項について ①平成17年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価について ②公的介護施設等の整備に関する計画について ③平成18年度地域密着型サービス事業者公募の選定状況について ④平成19年度地域密着型サービス事業者の公募について
平成19年3月27日	第3回	1 諮問事項について 平成17年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価について 2 報告事項 要支援認定者サービス利用者調査の結果について
[平成19年度] 平成19年9月10日	第4回	1 委員の交代について 2 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 報告事項について ①認知症の予防とケアについて ②地域密着型サービスについて ③株式会社コムスンについて ④介護老人保健施設「すずしろの郷」について
平成19年11月16日	第5回	1 委員の交代について 2 諮問について 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 第4期介護保険事業計画策定について ①第3期介護保険事業計画の実績について ②第4期介護保険事業計画の方向性および検討課題について ③高齢者基礎調査について
平成20年1月11日	第6回	1 委員の交代について 2 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) ○介護予防事業について 3 税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置について 4 報告事項 ○小規模多機能型居宅介護に係る高い報酬の設定について
平成20年2月1日	第7回	1 東京都地域ケア体制整備構想について 2 高齢者基礎調査について 3 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) ①介護予防事業について ②施設整備について

開催年月日	回数	主な審議内容
平成20年3月24日	第8回	1 委員の交代について 2 高齢者基礎調査結果の概要について ○介護サービス事業者調査について 3 第4期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） ①人材確保について ②適切な介護保険制度の運営について 4 平成18年度練馬地区公的介護施設等整備計画について
[平成20年度] 平成20年5月12日	第9回	1 第4期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） ①適切な介護保険制度の運営について ②人材確保について ③認知症高齢者ケアシステムについて 2 報告事項 ○平成20年度「地域支援事業に要する費用の額について」
平成20年6月30日	第10回	1 介護サービス事業所数一覧について 2 第4期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） ○検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて ア. 認知症高齢者ケアシステムについて イ. 介護予防重視型システム（介護予防事業）について ウ. 適切な介護保険制度の運営について エ. 施設整備について 3 介護人材の定着・確保に向けた介護報酬のあり方等に関する緊急提言について
平成20年7月28日	第11回	1 在宅療養支援診療所・有床診療所について 2 第4期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） ①検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて ○人材確保について ②第4期介護保険事業計画における地域包括支援センターの方向性について ③第4期介護保険事業計画における地域密着型サービス拠点の整備の方向性について
平成20年8月27日	第12回	1 練馬区第4期介護保険事業計画策定に向けた中間答申（案）について 2 介護保険について
平成20年9月11日		練馬区長へ中間答申を提出
平成20年11月27日	第13回	1 第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について 2 「練馬区第4期介護保険事業計画策定に向けた中間答申」の計画素案への反映について 3 第1号被保険者の保険料段階について
平成21年2月2日	第14回	1 練馬区第4期介護保険事業計画策定に向けた答申（案）について 2 介護保険料について
平成21年2月5日		練馬区長へ最終答申を提出

④ 第3期練馬区介護保険運営協議会委員名簿（平成21年2月5日現在）

選出区分	氏名	所属等	任期
被保険者 (6人以内)	岩月 裕美子	公募委員（高野台在住）	
	小川 淳子	公募委員（豊玉北在住）	
	護守 庸子	公募委員（豊玉北在住）	
	堀田 和彦	公募委員（石神井町在住）	
	目崎 勢津子	公募委員（大泉学園町在住）	
	山口 裕子	公募委員（向山在住）	
医療保険者 (1人以内)	小池 敏夫	日本情報機器健康保険組合 常務理事	
医療従事者 (1人以内)	辻 正純	辻内科循環器科歯科クリニック 院長	
福祉関係団体の職員または従事者 (4人以内)	上野 定雄	練馬区社会福祉協議会 会長	平成20年2月6日まで
	大村 宣雄	練馬区社会福祉協議会 副会長	平成20年2月7日から
	大野 文子	民生児童委員協議会富士見台・南田中地区会長	平成19年11月30日まで
	中川 正喜	民生児童委員協議会富士見台・南田中地区会長	平成19年12月1日から
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長	
	吉川 雄一郎	練馬キングス・ガーデン在宅介護支援センター 相談員主任	
介護サービス事業者の職員 (6人以内)	滝口 秀範	練馬区立関町特別養護老人ホーム 施設長	平成19年5月31日まで
	海老根 典子	練馬区立富士見台特別養護老人ホーム 施設長	平成19年6月1日から
	尾方 恵美	ケアセンターかたかご 介護支援専門員	
	瀬戸口 信也	ジャパンケアサービス 取締役	平成19年1月1日から
	永野 攝子	NPOアクト・練馬むすび 理事長	
	中村 哲郎	介護老人保健施設 ミレニアム桜台 理事長	
	福井 倫子	介護老人保健施設 練馬ゆめの木 副施設長	
学識経験者 (2人以内)	○足立 紀子	淑徳大学看護学部地域看護学教授	
	◎冷水 豊	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授	

◎：会長 ○：会長代理

敬称略

資料

(3) 区民意見反映制度に基づく区民の意見の募集等

区民意見反映制度（パブリックコメント）制度に基づき、第4期計画素案の周知および区民の意見を募集しました。

同時に、区内で介護サービス事業所を運営する事業者向けに、第4期計画素案の概要についての説明会を開催し、様々な意見・提案を受けています。

また、練馬区が定期的実施している地域住民と区長との直接対話の場である「～ともに地域を築く～区民と区長のつどい」の会場にていただいた、高齢者施策への意見を反映しています。

① 区民意見反映制度（パブリックコメント）

ねりま区報（平成20年12月11日号）および練馬区公式ホームページにより、第4期計画素案に関する意見を募集しました。

[意見の募集期間]

平成20年12月11日～平成21年1月9日

[第4期計画素案の縦覧場所]

練馬区役所、区民事務所、出張所、総合福祉事務所、図書館などの区立施設

② 介護サービス事業者向け第4期計画素案説明会

開催場所	開催日
練馬公民館	平成21年1月7日

③ とともに地域を築く 区民と区長のつどい

テーマ

「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」

	開催場所	開催日
第1回	光が丘区民センター	平成20年11月5日
第2回	関区民センター	平成20年11月11日
第3回	石神井公園区民交流センター	平成20年11月13日
第4回	練馬区役所アトリウム棟地下多目的会議室	平成20年11月17日

2 区庁内組織による検討

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

第4期計画策定のため、区庁内に横断的な検討を行うための委員会を設置しました。

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置について

19 練福高第 1737 号
平成 20 年 2 月 1 日

(設置)

第1 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21～23年度)を策定するため、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会はずぎの事項について検討する。

- (1) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針に関する事項
- (2) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3 委員会は委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長とする。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴き、また説明を求めることができる。

(部会の設置および構成等)

第5 委員会には、特定事項の調査および検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課で処理する。

(その他)

第7 上記に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

資料

別表 1 (第 3 関係)

企画部	企画課長		
区民生活事業本部	区民部	国保年金課長	
	産業地域振興部	経済課長	
		地域振興課長	
健康福祉事業本部	福祉部	地域福祉課長	
		高齢社会対策課長	
		介護保険課長	
		介護予防課長	
		総合福祉事務所長の職にある者 1 名	
	健康部長		
	健康部	健康推進課長	
		地域医療課長	
		保健予防課長	
		保健相談所長の職にある者 1 名	
環境まちづくり事業本部	都市整備部	住宅課長	
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習課長	
		スポーツ振興課長	

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（幹事会）・分科会

「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置について」第5に基づき、部会として幹事会を設けました。

さらに、第4期計画策定にかかる重点課題を集中的に検討するため、当該分野を所管する幹事会員を長として8つの分科会を設けました。

① 部会（幹事会）

会 長 福祉部長
副会長 健康部長
会 員 地域福祉課長
 高齢社会対策課長
 介護保険課長
 在宅支援課長
 大泉総合福祉事務所長（高齢担当）
 健康推進課長
 地域医療課長
 豊玉保健相談所長
事務局 高齢社会対策課計画係

② 分科会

- 社会参加分科会
- 施設整備分科会
- 住まい分科会
- 健康づくり分科会
- 地域包括支援センター分科会
- 介護予防システム分科会
- 認知症高齢者ケアシステム分科会
- 介護保険運営適正化分科会

